

安全データシート

作成改訂 2014年 9月 9日

1. 製造及び会社情報

製品名	: SRペルカF#15
会社名	: 静岡瀝青工業株式会社
住所	: 静岡県焼津市高新田810番地
担当部門	: 技術部
電話番号	: 054-622-1255
FAX番号	: 054-622-6457
緊急連絡電話番号	: 054-622-1255 技術部 月～金曜日 8:00～17:00
整理番号	: D-G21-4008
推奨用途及び使用上の制限	: 目地材

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に関する有害性

急性毒性（経口）	: 分類できない
急性毒性（経皮）	: 分類できない
急性毒性（吸入）	: 分類できない
皮膚腐食／刺激性	: 分類できない
眼に対する重篤な損傷性・刺激性	: 分類できない
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）	: 分類できない
特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）	: 分類できない
吸引力呼吸器有害性	: 分類できない

環境に対する有害性

水生環境有害性（急性）	: 分類できない
水生環境有害性（慢性）	: 分類できない

ラベル要素

絵表示またはシンボル	: 特になし
注意喚起語	: 特になし
危険有害性情報	: 特になし

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	: 混合物
一般名	: ポリエチレン発泡体
化学式又は構造式	: $-\text{[CH}_2\text{-CH}_2\text{]}_n\text{-[CH}_2\text{-CH(OCOCH}_3\text{)]}_m\text{-}$
化学分類	: オレフィン系プラスチック発泡体

主要原料、添加物および残留物 :

主要原料・添加物および残留物	CASNo.	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	含有量 質量百分率 (%)
主要原料：ポリエチレン	9002-88-4	(6)-1	94.0
発泡助剤：酸化亜鉛	1314-13-2	(1)-561	0.1
充填剤：タルク	14807-96-6	——	0.6
添加剤：グリセリン脂肪酸エステル	31566-31-1	(2)-669	0.3
顔料：カーボンブラック	1333-86-4	(5)-3328	0.3
残留物：アセトフェノン	98-86-2	(3)-1231	0.2
残留物：ウラゾール	3232-84-6	——	1.5
残留物：ヒドロゾジカルボンアミド	110-21-4	(2)-1748	3.0

残留物は、発泡剤（アゾジカルボンアミド）及び架橋剤（ジクミルパーオキサイド）の分解残渣。

4. 応急処置

- 概要 : 適切な取扱いをおこなう限り、人体に悪影響を及ぼしたという報告は、これまでにない。
- 毒性 : 適用されず。
- 人体への影響 : 適用されず。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 消火器（粉末、泡沫、炭酸ガス）、防火砂、大量の水
- 特定の消火方法 : 不完全燃焼時には、黒煙が発生するので、閉鎖された場所における消火に当たっては、酸素ボンベ等の呼吸に必要な酸素を供給することができる装備をした上で、消火作業をおこなう必要がある。
- 消火を行う者の保護 : 呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 漏出時の取扱い手順 : 適用されず。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- 保管
- 保管条件 : ポリエチレン発泡体は、指定可燃物（合成樹脂類）に該当するため、火気厳禁。尚、白熱灯や水銀灯等、高温や強い紫外線を出す照明の近くには、保管しない。

8. 暴露防止及び保護措置

- 暴露時の取扱い手順 : 適用されず。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状态
- 形状 : 柔らかい固体
- 臭い : かすかなアンモニア臭
- 物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲
- 沸点 : データなし

融点	: 82℃以上
引火点	: 340℃
発火点	: 350℃
爆発特性	: なし
溶解性	
水に対する溶解性	: 不溶

10. 安定性及び反応性

安定性	: 一般的な貯蔵、取扱いにおいて安定である。
反応性	: 自己反応性なし
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素 (CO)

11. 有害性情報

有害分解生成物	: なし
有害な重合反応	: なし

12. 環境影響情報

環境に影響を及ぼす物質	: 該当せず。
-------------	---------

13. 廃棄上の注意

各自治体の条例に従って焼却、または産業廃棄物最終処分場に持ち込むこと。

14. 輸送上の注意

輸送時の注意	: ポリエチレン発泡体は、消防法に基づく火災予防条例で「指定可燃物 (合成樹脂類)」に該当するので、都道府県、市、町、村の条例に定める貯蔵または取扱いに従うこと。 また、指定された数量以下であっても、貯蔵する場所や周辺は、同条例に準じて必要な表示をおこない、管理すること。
--------	---

15. 適用法令

消防法	: 指定可燃物 (ポリエチレン)
労働安全衛生法	: 酸化亜鉛、アセトフェノン

16. その他の情報

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う業者に提供されるものです。ここに記載された情報は現時点で正確なものと考えられますが、危険・有害性の評価は必ずしも完全なものではなく、新知見によって変わることがあります。取り扱う事業者は、これを参考として自らの責任において個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講じることが必要であることを理解した上で活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。
